

部会に属すべき委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第一条第二項の規定に基づき、部会に属すべき委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○平成30年3月28日付

産業統計部会（経済構造統計関係）

委員 中村 洋一 （法政大学理工学部教授）

サービス統計・企業統計部会（経済構造統計関係）

委員 中村 洋一 （法政大学理工学部教授）